

広域行政

一 部 事 務 組 合

令和3年7月1日現在（※職員数は令和2年4月1日現在）

No.	組 合 の 名 称	コード	組 合 の 処 理 す る 事 務	管 理 者 名	組 合 を 組 織 し て い る 地 方 公 共 団 体 の 名 称	職 員 数	設 置 年 月 日	事 務 所 の 位 置	主 な 施 設 (所在地) ※事務所を除く
1	中部上北広域事業組合	028037	1. 病院の設置、管理及び運営に関する事 2. 消防に関する事。（消防団に関する事務を除く） 3. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事。 4. 火葬場の設置、管理及び運営に関する事。 5. 校長、教員その他教育関係職員の研修に関する事。 6. 学校給食共同調理場の設置、管理及び運営に関する事。 7. 八幡岳地区牧野の設置、管理及び運営に関する事。 8. ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事。 9. ごみの収集、運搬及び処分に関する事。 10. 廃棄物の最終処分場の設置、管理及び運営に関する事。 11. し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事。 12. し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事。 13. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づくし尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する事。 14. 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽の清掃を業とする者に関する事。 15. 下水道終末処理場集中管理施設の管理及び運営に関する事。 16. 下水道終末処理場の管理及び運営に関する事。 17. 下水道終末処理場における水質検査に関する事。 18. 下水道終末処理場から生じた汚泥等の収集、搬及び処分に関する事。	(七戸町長) 小 又 勉	七戸町、東北町	259	昭47. 4. 1	〒039-2571 上北郡七戸町字蛇坂55-8 TEL (0176) 62-5151 FAX (0176) 62-9587	公立七戸病院 (七戸町) 公立中部上北斎場 (七戸町) 教育指導室 (七戸町) 公立中部上北 最終処分場 (七戸町) 公立中部上北 清掃センター (東北町) 公立中部上北 衛生センター (東北町) 公立中部上北学校 給食センター (七戸町) 消防署 七戸町 東北町

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している 地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
2	青森県市町村総合事務 組合	028061	1. 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に対する損害補償に関する事務 2. 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務協力した者に対する損害補償に関する事務 3. 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事務 4. 水防法(昭和24年法律第193号)第45条の規定による水防に従事した者に対する損害補償に関する事務 5. 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務 6. 消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務 7. 消防組織法第24条第2項の規定による非常勤消防団員に対する福祉事業に関する事務 8. 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 9. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)に基づく公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務 10. 市町村税等の滞納整理に関する次の事務 イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第76条に規定する保険料及び第79条第3項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務 ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務 ハ その他納税の普及徹底等に関する事務 11. 青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務	(階上町長) 浜谷 豊美	八戸市を除く 39市町村、21一部事務組合及び 3広域連合	8	昭26.12.25	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 723-1331 FAX (017) 723-1347	
3	青森県市町村職員退職 手当組合	028126	組合市町村職員の退職手当の支給に関する事務	(六戸町長) 吉田 豊	青森市、弘前市、八戸市を除く 37市町村及び20一部事務組合 及び1広域連合	6	昭32.3.22	〒030-0812 青森市堤町2丁目1番1号 TEL (017) 734-1678 FAX (017) 734-1686	

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
4	弘前地区環境整備事務組合	028177	ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務	(弘前市長) 櫻田 宏	弘前市、平川市、大鰐町、 藤崎町、板柳町、西目屋村	14	昭37.2.20	〒036-8314 弘前市大字町田字筒井6-2 TEL (0172) 31-5600 FAX (0172) 35-3824	弘前地区環境整備センター (弘前市) 南部清掃工場 (弘前市)
5	黒石地区清掃施設組合	028185	1. ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務 2. ごみの収集、運搬及び処分に関する事務 3. 一般廃棄物処理業の許可に関する事務(し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理業の許可に関する事務を除く。)	(黒石市長) 高 樋 憲	黒石市、青森市、平川市、 藤崎町、田舎館村	27	昭37.2.20	〒036-0534 黒石市大字竹鼻字南野田 62-1 TEL (0172) 53-1222 FAX (0172) 53-1228	環境管理センター ごみ処理施設 (黒石市) 環境管理センター 粗大ごみ処理施設 (黒石市) 沖浦埋立処分地 (黒石市)
6	西北五環境整備事務組合	028193	1. し尿処理施設の建設及び維持運営に関する事務 2. し尿の処分に関する事務(最終処分に係るものを除く。) 3. し尿の収集運搬又は処分を業とする者に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条及び浄化槽清掃業を営もうとする者に係る浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の許可に関する事務 4. ごみ処理施設の建設及び維持運営に関する事務 5. ごみの処分に関する事務(最終処分に係るものを除く。)	(五所川原市長) 佐々木 孝 昌	五所川原市、つがる市、 鶴田町、中泊町	31	昭37.3.10	〒037-8686 五所川原市大字布屋町 41番地1 TEL (0173) 38-1205 FAX (0173) 33-1251	中央クリーンセンター (五所川原市) 西部クリーンセンター (つがる市)
7	三戸地区環境整備事務組合	028266	1. 一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を含む。)の設置及び管理に関する事務 2. 一般廃棄物の処分に関する事務 3. し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬に関する事務 4. し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の許可に関する事務 5. 浄化槽の清掃を業とする者に係る浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可に関する事務 6. 厚生福祉施設葬祭場の設置及び管理に関する事務	(南部町長) 工藤 祐 直	三戸町、田子町、南部町	12	昭39.4.10	〒039-0105 三戸郡南部町大字沖田面字 千刈45 南部町保健福祉センター ぼたんの里内 TEL (0179) 23-0567 FAX (0179) 23-0566	三戸地区葬祭場 (三戸町) 三戸地区クリーンセンター (三戸町) 三戸地区衛生センター (南部町)

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
8	西海岸衛生処理組合	028291	1. し尿処理場の建設及び維持運営に関する事務 2. し尿の収集、運搬及び処分に関する事務 3. し尿の収集、運搬又は処分を業とする者に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の許可に関する事務 4. 浄化槽の清掃を業とする者に係る浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可に関する事務 5. ごみ処理場の建設及び維持運営に関する事務	(深浦町長) 吉田 満	鱒ヶ沢町、深浦町	20	昭40. 8. 14	〒038-2732 西津軽郡鱒ヶ沢町大字 日照田町字吉川85 TEL (0173) 72-4783 FAX (0173) 72-6988	鱒ヶ沢し尿処理場 (鱒ヶ沢町) 鱒ヶ沢一般廃棄物 最終処分場 (鱒ヶ沢町) 西海岸一般廃棄物 最終処分場 (鱒ヶ沢町) エコクリーンファイ (深浦町)
9	西北五広域福祉事務組合	028304	1. 障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務 2. 児童発達支援センターの設置及び管理運営に関する事務 3. 西北五地域療育等支援センターの設置及び管理運営に関する事務 4. 障害福祉サービス事業のうち次に掲げるものに関する事務 イ 知的障害児及び知的障害者に対する短期入所 ロ 知的障害者に対する共同生活援助 5. 障害児通所支援事業のうち次に掲げるものに関する事務 イ 児童発達支援 ロ 放課後等デイサービス ハ 保育所等訪問支援 6. 障害児相談支援事業に関する事務 7. 一般相談支援事業に関する事務 8. 特定相談支援事業に関する事務	(つがる市長) 福島 弘 芳	鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、 鶴田町、中泊町、五所川原市、 つがる市	22	昭41. 4. 1	〒038-2817 つがる市森田町床舞鶴喰 104-2 森田学園内 TEL (0173) 26-3100 FAX (0173) 26-2396	森田学園 (つがる市) 西北五地域療育等 支援センター (つがる市) 多機能型事業所みらい (つがる市) 相談支援事業所もりた (つがる市)
10	上北地方教育・福祉事務組合	028347	1. 障害児入所施設の設置、管理及び運営に関する事務 2. 視聴覚ライブラリーの設置、管理及び運営に関する事務 3. 青年の家並びに青少年体育研修センターの設置、管理及び運営に関する事務 4. 障害福祉サービス事業を行う事業所並びに障害者支援施設の設置、管理及び運営に関する事務 5. 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	(七戸町長) 小 又 勉	十和田市、三沢市、野辺地町、 七戸町、おいらせ町、六戸町、 横浜町、東北町、六ヶ所村	47	昭48. 4. 18	〒039-2571 上北郡七戸町字蛇坂55-8 TEL (0176) 62-5154 FAX (0176) 62-9587	公立ぎんなん寮 (東北町) 公立もみのき学園 (七戸町) 公立小川原湖 青年の家 (東北町) 公立上北視聴覚 ライブラリー (東北町) フレンドリーホーム もくもつく (十和田市)
11	青森県交通災害共済組合	028398	交通災害共済に関する事務	(青森市長) 小野寺 晃 彦	全市町村	2	昭43. 1. 11	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 722-3292 FAX (017) 722-8469	

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
12	五所川原地区消防事務組合	028533	1. 消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。) 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	(五所川原市長) 佐々木孝昌	五所川原市、鶴田町、中泊町	243	昭45.4.1	〒037-0036 五所川原市中央4-130 TEL (0173) 35-4382 FAX (0173) 34-3911	消防署 五所川原市 鶴田町 中泊町
13	弘前地区消防事務組合	028568	1. 消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。) 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	(弘前市長) 櫻田宏	弘前市、黒石市、平川市、 藤崎町、板柳町、大鱈町、 田舎館村、西目屋村	436	昭46.4.1	〒036-8203 弘前市大字本町2-1 TEL (0172) 32-5101 FAX (0172) 33-9117	消防署 弘前市 黒石市 平川市 藤崎町 板柳町 大鱈町 田舎館村 西目屋村
14	一部事務組合下北医療センター	028576	1. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の規定による保健事業である病院及び診療所の設置、管理及び運営に関する事務 2. 前号に規定するもの以外の病院及び診療所の設置、管理及び運営に関する事務	(むつ市長) 宮下宗一郎	むつ市、大間町、東通村、 風間浦村、佐井村	555	昭46.4.1	〒035-0071 むつ市小川町1丁目2-8 むつ総合病院内 TEL (0175) 22-2111 FAX (0175) 22-4439	むつ総合病院 (むつ市) むつリハビリ テーション病院 (むつ市) 大間病院 (大間町) 川内診療所 (むつ市) 大畑診療所 (むつ市) 脇野沢診療所 (むつ市) 風間浦診療所 (風間浦村) 東通診療所 (東通村) 白糠診療所 (東通村) 佐井歯科診療所 (佐井村) 牛滝診療所 (佐井村) 福浦診療所 (佐井村)

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
15	八戸地域広域市町村圏事務組合	028592	1. 消防（消防団事務を除く。）に関する事務 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 3. 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務 4. し尿処理施設の設置及び管理に関する事務 5. ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務 6. リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	(八戸市長) 小林 眞	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	437	昭46. 4. 1	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁本館2階 総務情報管理室内 TEL (0178) 43-9556 FAX (0178) 45-2077	消 防 署 八 戸 市 三 戸 町 五 戸 町 田 子 町 南 部 町 階 上 町 新 郷 村 お い ら せ 町 八 戸 環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー (八 戸 市) 八 戸 清 掃 工 場 (八 戸 市) 八 戸 リ サ イ ク ル プ ラ ザ (八 戸 市)
16	下北地域広域行政事務組合	028614	1. 消防（消防団事務を除く。）に関する事務 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 3. 障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務 4. 知的障害者施設に係る組合債の償還に関する事務 5. 下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営に関する事務 6. し尿処理場の設置及び管理運営に関する事務 7. し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務 8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づくし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者の許可に関する事務 9. 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽の清掃を業とする者の許可に関する事務	(むつ市長) 宮下 宗一郎	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町、六ヶ所村	294	昭47. 6. 1	〒035-0073 むつ市中央1丁目8-1 TEL (0175) 28-2100 FAX (0175) 22-2580	ア ッ ク ス グ リ ー ン (む つ 市) む つ 衛 生 セ ン タ ー (む つ 市) は ま ゆ り 学 園 (む つ 市) 消 防 署 む つ 市 大 間 町 村 風 間 浦 村 佐 井 村
17	鯉ヶ沢地区消防事務組合	028622	1. 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。） 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	(鯉ヶ沢町長) 平田 衛	鯉ヶ沢町、深浦町	92	昭47. 8. 1	〒038-2761 西津軽郡鯉ヶ沢町大字 舞戸町字鳴戸385番地2 TEL (0173) 72-4527 FAX (0173) 72-3005	消 防 署 鯉 ヶ 沢 町 深 浦 町

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
18	十和田地域広域事務組合	028631	1. 消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。) 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 3. 学校給食に関する事務 4. 一般廃棄物処理施設並びにし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の前処理(十和田市が有する終末処理場に投入するための処理をいう。以下同じ。)を行う施設の設置及び管理運営に関する事務 5. 一般廃棄物の収集、運搬及び処分(し尿等にあつては、前処理に限る。)に関する事務、一般廃棄物処理業の許可に関する事務並びに浄化槽清掃業の許可に関する事務 6. 火葬場の設置及び管理運営に関する事務	(十和田市長) 小山田久	十和田市、六戸町、 おいらせ町、五戸町、新郷村	172	昭47.9.1	〒034-0051 十和田市大字伝法寺字 大窪60-3 TEL (0176) 20-8100 FAX (0176) 20-8115	消 防 署 十 和 田 市 六 戸 町 十 和 田 ・ 六 戸 学 校 給 食 セ ン タ ー (十 和 田 市) 十 和 田 ご み 焼 却 施 設 (十 和 田 市) 十 和 田 最 終 処 分 場 (十 和 田 市) 十 和 田 粗 大 ご み 処 理 施 設 (十 和 田 市) 五 戸 最 終 処 分 場 (五 戸 町) 十 和 田 地 域 広 域 斎 苑 (十 和 田 市) 十 和 田 下 水 一 次 処 理 セ ン タ ー (十 和 田 市)
19	津軽広域水道企業団	028665	(津軽事業部) 水道用水供給事業の経営に関する事務 (西北事業部) 水道事業の経営に関する事務	(弘前市長) 櫻田宏	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、青森市、 藤崎町、田舎館村、板柳町、 鶴田町	46	昭49.7.1	(津軽事業部) 〒036-0342 黒石市大字石名坂字姥懐2 TEL (0172) 52-6033 FAX (0172) 53-2983 (西北事業部) 〒038-3196 つがる市柏桑野木田福井20-4 TEL (0173) 25-2711 FAX (0173) 25-2181	浄 水 場 つ がる 市 五 所 川 原 市
20	田子高原広域事務組合	028673	田子高原地区牧野の設置、管理及び運営に関する こと。	(田子町長) 山本晴美	田子町、三戸町、南部町、 五戸町、新郷村	0	昭53.7.1	〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字 天神堂平81 田子町役場内 TEL (0179) 20-7115 FAX (0179) 32-4294	
21	久吉ダム水道企業団	028681	水道事業の経営に関する事務	(大鰐町長) 山田年伸	平川市、大鰐町	5	昭55.7.8	〒038-0221 南津軽郡大鰐町大字虹貝 字清川155-3 TEL (0172) 48-2229 FAX (0172) 48-3289	浄 水 場 平 川 市 大 鰐 町
22	青森県市長会館管理組合	028703	青森県共同ビルの区分所有、管理及び経費負担に 関する事務	(青森市長) 小野寺晃彦	青森市、弘前市、八戸市、 黒石市、五所川原市、十和田市、 三沢市、むつ市、つがる市、 平川市	0	昭58.4.19	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 722-3292 FAX (017) 722-8469	青 森 県 市 長 会 館 (青 森 市)
23	八戸圏域水道企業団	028711	水道事業の経営に関する事務	(八戸市長) 小林真	八戸市、三戸町、五戸町、 階上町、南部町、六戸町、 おいらせ町	155	昭61.1.24	〒039-1112 八戸市南白山台1丁目11-1 TEL (0178) 70-7000 FAX (0178) 70-7070	浄 水 場 (八 戸 市)

No.	組合の名称	コード	組合の処理する事務	管理者名	組合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設 (所在地) ※事務所を除く
24	青森地域広域事務組合	028746	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係市町村の一体的な振興を図るための事業の実施及び連絡調整に関する事務 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理に関する事務 3. 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 4. 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。） 5. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 6. 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に定める火葬場の設置及び管理に関する事務 7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の処分に関する事務 8. 浅虫夏泊県立自然公園地区の観光整備に関する事務 	(青森市長) 小野寺 晃彦	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	516	平3. 2. 1	〒030-0861 青森市長島2丁目1-1 TEL (017) 735-5016 FAX (017) 723-5329	あおひら クリーンセンター (青森市) 上磯地区 クリーンセンター (外ヶ浜町) 蟹田地区 環境センター (外ヶ浜町) 今別地区 環境センター (今別町) 蟹田地区斎場 (外ヶ浜町) 今別地区斎場 (今別町) 消 防 署 青 森 市 平 内 町 外 ヶ 浜 町 今 別 町
25	北部上北広域事務組合	028771	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く） 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務 3. 病院の設置、管理及び運営に関すること。 4. 一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 5. 火葬場施設の設置、管理及び運営に関すること。 	(野辺地町長) 野村 秀雄	野辺地町、横浜町、六ヶ所村	364	平8. 4. 1	〒039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢 40-9 TEL (0175) 64-1066 FAX (0175) 64-5140	消 防 署 野 辺 地 町 横 浜 町 六 ヶ 所 村 公 立 野 辺 地 病 院 (野 辺 地 町) ク リ ー ン ・ ペ ア ・ は ま な す (六 ヶ 所 村) 野 辺 地 地 区 斎 場 (野 辺 地 町)

広 域 連 合

No	広域連合の名称	コード	広 域 連 合 の 処 理 す る 事 務	広域連合長名	広域連合を組織している 地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主 な 施 設 (所 在 地) ※事務所を除く
26	津軽広域連合	028789	<ol style="list-style-type: none"> 津軽広域活動推進基金運用益活用事業に関する こと。 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介 護認定審査会の設置及び運営に関すること。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること。 し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営に関す ること。 	(弘前市長) 櫻 田 宏	弘前市、黒石市、平川市、 藤崎町、板柳町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村	16	平10.2.1	〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 TEL (0172) 31-1201 FAX (0172) 33-2201	津 軽 広 域 ク リ ー ン セ ン タ ー (弘 前 市)
27	つがる西北五広域連合	028797	<ol style="list-style-type: none"> 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること。 障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議 会の設置及び運営に関すること。 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条 の規定による保健事業である病院及び診療所と しての西北五地域保健医療圏自治体病院機能再 編成計画に係る次に掲げる中核病院及びサテラ イト医療機関（サテライト病院及びサテライト 診療所をいう。以下同じ。）の設置及び管 理運営に関すること。 ア 中核病院（五所川原市） イ サテライト病院（五所川原市） ウ サテライト病院（鱒ヶ沢町） エ サテライト診療所（つがる市） オ サテライト診療所（鶴田町） 広域にわたり処理することが適当な事務に係る 課題の調査研究に関すること。 	(五所川原市長) 佐々木孝昌	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	699	平11.3.25	(事務局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 38-1000 FAX (0173) 38-1001 (病院運営局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 26-6363 FAX (0173) 38-1001	つ がる 総 合 病 院 (五 所 川 原 市) か な ぎ 病 院 (五 所 川 原 市) 鱒 ヶ 沢 病 院 (鱒 ヶ 沢 町) つ がる 市 民 診 療 所 (つ がる 市) 鶴 田 診 療 所 (鶴 田 町)
28	青森県後期高齢者医療 広域連合	028801	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第 80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、 次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の資格の管理に関する事務 医療給付に関する事務 保険料の賦課に関する事務 保健事業に関する事務 その他後期高齢者医療制度の施行に関する 事務 	(青森市長) 小野寺晃彦	全市町村	2	平19.2.1	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 721-3821 FAX (017) 723-1401	

○ 事務別処理状況

区 分	処理組合及び広域連合数	組 織 団 体 延 べ 数
消 防 補 償	1	44
税 の 滞 納 処 分	1	38
交 通 災 害 共 済	1	40
公 務 災 害	1	62
退 職 手 当	1	59
会 館 設 置 管 理	2	40
観 光	1	2
上 水 道	3	19
下 水 道	1	2
と 畜 場	1	4
肉 畜 生 産 振 興	1	4
し 尿 処 理	9	40
ご み 処 理	11	43
病 院	4	16
診 療 所	2	11
火 葬 場	5	14
児 童 福 祉	3	21
社 会 教 育	1	9
教 育 関 係 職 員 研 修	1	2
学 校 給 食	2	4
牧 野	2	7
消 防	9	38
介 護 保 険	5	35
後 期 高 齢 者 医 療	1	40

協議会・機関の共同設置等

1 協議会（地方自治法第252条の2の2）

（令和3年4月1日現在）

名 称	設置年月日	組 織 市 町 村	共 同 処 理 事 務 及 び 連 絡 調 整
三戸町及び田子町 教育研究協議会	昭41.12.1	三戸町・田子町	青森県三戸地方教育研究所の運営
三八視聴覚教育協議会	昭46.4.1	八戸市・三戸町・五戸町・ 田子町・南部町・階上町・ 新郷村	視聴覚ライブラリーの 設置運営に関する事務
上十三地域4消防本部 消防通信指令事務協議会	平25.4.1	十和田地域広域事務組合・三 沢市・北部上北広域事務組 合・中部上北広域事業組合	消防通信指令に関する 事務

2 機関等の共同設置（地方自治法第252条の7）

名 称	設置年月日	共 同 設 置 す る 市 町 村
黒石地区交通安全 対策会	昭46.4.6	黒石市・田舎館村
弘前地区交通安全 対策会	昭46.11.1	弘前市・西目屋村・藤崎町・大鰐町
下北圏域介護認定審査会	平11.4.1	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
下北圏域障害支援区分 認定審査会	平18.6.30	むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村

3 事務の委託（地方自治法第252条の14）

委 託 事 務	委託年月日	委 託 団 体 名	受 託 団 体 名
消 防 団 に 関 す る 事 務	昭46. 7. 1	八 戸 市	八戸地域広域市町村圏事務組合
”	昭48. 4. 1	む つ 市	下北地域広域行政事務組合
”	平17. 1. 1	十 和 田 市	十和田地域広域事務組合
”	平17. 4. 1	大間町、 風間浦村、佐井村	下北地域広域行政事務組合
”	平27. 4. 1	青 森 市	青森地域広域事務組合
教 育 事 務	平17. 1. 1	秋 田 県 小 坂 町	十 和 田 市
”	平17. 3. 28	中 泊 町	外 ケ 浜 町
ご み 処 理 事 務	平18. 2. 27	西 目 屋 村	弘 前 市
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律市町村審査会事務	平18. 4. 1	平内町、今別町、 蓬田村、外ヶ浜町	青 森 市
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律市町村審査会事務	平18. 7. 1	三戸町、五戸町、 田子町、南部町、 階上町、新郷村、 おいらせ町	八 戸 市
火薬類取締法に基づく事務	平20. 4. 1	八 戸 市	八戸地域広域市町村圏事務組合
”	平21. 4. 1	階上町、五戸町	”
”	平22. 4. 1	南 部 町	”
”	平23. 4. 1	お い ら せ 町	”
火薬類取締法に基づく事務	平24. 4. 1	田 子 町	八戸地域広域市町村圏事務組合
”	”	新 郷 村	”
”	”	三 戸 町	”
中 学 校 教 育 事 務	平27. 4. 1	西 目 屋 村	弘 前 市
し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務	令3. 4. 1	六戸町、五戸町、 おいらせ町、 新郷村	十 和 田 市

公平委員会事務委託

1 市町村関係

令和3年4月1日現在

市町村名			委託年月日
市	青森市	平	17. 7. 1
	弘前市	平	18. 4. 1
	八戸市	昭	30. 10. 22
	黒石市	昭	29. 9. 2
	五所川原市	平	17. 7. 1
	十和田市	平	17. 4. 1
	三沢市	昭	32. 4. 9
	むつ市	平	3. 12. 26
	つがる市	平	17. 4. 1
東津軽郡	平川市	平	18. 1. 1
	平内町	昭	41. 1. 1
	今別町	昭	30. 10. 25
	蓬田村	昭	30. 10. 25
西津軽郡	外ヶ浜町	平	17. 7. 1
	鱒ヶ沢町	昭	50. 4. 1
中津軽郡	深浦町	平	17. 7. 1
南津軽郡	西目屋村	昭	32. 4. 4
	藤崎町	平	17. 7. 1
	大鰐町	昭	30. 4. 1
	田舎館村	昭	31. 4. 10

市町村名			委託年月日	
北津軽郡	板柳町	昭	30. 3. 10	
	鶴田町	昭	30. 10. 25	
	中泊町	平	17. 7. 1	
上北郡	野辺地町	昭	30. 10. 25	
	七戸町	平	17. 3. 31	
	六戸町	昭	30. 4. 1	
	横浜町	昭	35. 4. 9	
	東北町	平	17. 7. 1	
	六ヶ所村	昭	31. 4. 10	
	おいらせ町	平	18. 4. 1	
	下北郡	大間町	昭	37. 4. 1
		東通村	平	9. 4. 1
風間浦村		昭	39. 7. 15	
佐井村		平	7. 4. 1	
三戸郡	三戸町	昭	31. 4. 10	
	五戸町	昭	30. 10. 25	
	田子町	昭	31. 4. 10	
	南部町	平	18. 4. 1	
	階上町	昭	29. 1. 5	
	新郷村	昭	31. 9. 5	

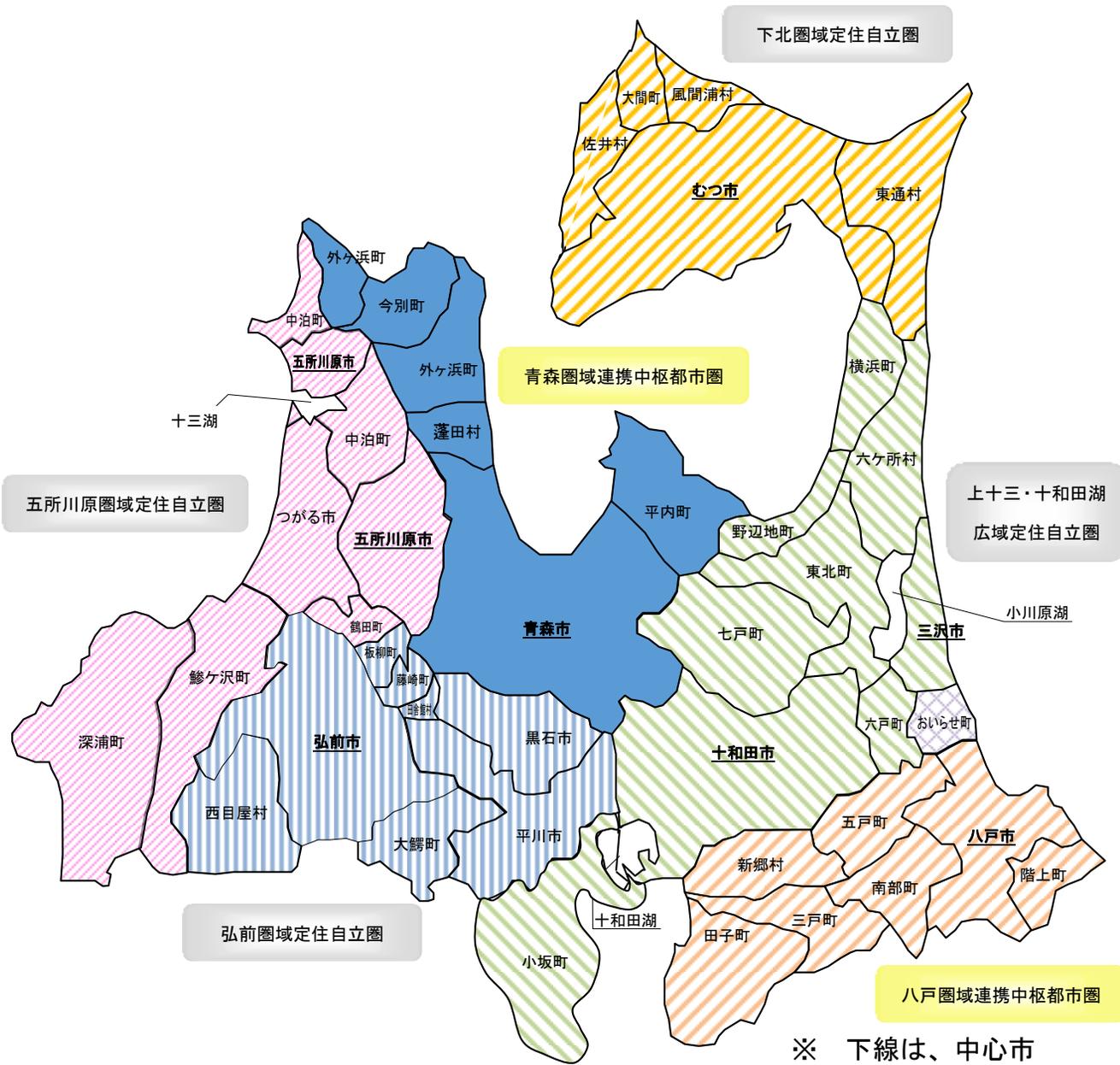
2 一部事務組合等関係

令和3年7月1日現在

一 部 事 務 組 合 等 名	委 託 年 月 日
青森県市町村職員退職手当組合	昭 37 . 10 . 15
青森県市町村総合事務組合	昭 37 . 10 . 15
弘前地区環境整備事務組合	昭 38 . 7 . 1
西海岸衛生処理組合	昭 46 . 11 . 1
一部事務組合下北医療センター	昭 46 . 11 . 1
弘前地区消防事務組合	昭 46 . 12 . 20
八戸地域広域市町村圏事務組合	昭 47 . 8 . 1
五所川原地区消防事務組合	昭 47 . 8 . 1
西北五環境整備事務組合	昭 47 . 8 . 1
中部上北広域事業組合	昭 47 . 11 . 1
下北地域広域行政事務組合	昭 48 . 8 . 1
上北地方教育・福祉事務組合	昭 49 . 11 . 1
鱒ヶ沢地区消防事務組合	昭 50 . 4 . 1
十和田地域広域事務組合	昭 51 . 4 . 1
黒石地区清掃施設組合	昭 59 . 8 . 1
青森県交通災害共済組合	平 3 . 4 . 1
西北五広域福祉事務組合	平 3 . 4 . 1
青森地域広域事務組合	平 3 . 8 . 1
北部上北広域事務組合	平 8 . 8 . 1
三戸地区環境整備事務組合	平 9 . 1 . 1
津軽広域連合	平 10 . 8 . 1
つがる西北五広域連合	平 11 . 11 . 1
青森県後期高齢者医療広域連合	平 19 . 8 . 1
田子高原広域事務組合	令 2 . 4 . 1
青森県市長会館管理組合	令 2 . 4 . 1
津軽広域水道企業団	令 3 . 4 . 1
久吉ダム水道企業団	令 3 . 4 . 1
八戸圏域水道企業団	令 3 . 4 . 1

広域市町村圏	事務の種類	病院 (4組合)				児童福祉 (3組合)			会館管理 (2組合)		介護認定審査会 (5組合)					その他							
	一部事務組合名	つがる市	広域部	中広域部	北広域部	一北医療センター	西福北社	上福北社	下行北政	青森県	青森市	青森市	青森市	津軽市	八戸市	市町村圏	つがる市	上福北社	青森市	青森市	青森市	青森市	退職手当
	市町村名	五合	北合	北合	北合	北合	育合	育合	育合	館合	村合	村合	城合	城合	城合	五合	育合	村合	村合	害合	害合	員合	員合
青森市	青森市									●			●					●	●				
	平内町										●	●						●	●			●	
	今別町										●	●						●	●			●	
	蓬田村										●	●						●	●			●	
	外ヶ浜町										●	●						●	●			●	
津軽地域広域市町村圏	弘前市									●			●					●	●				
	黒石市									●			●					●	●			●	
	平川市									●			●					●	●			●	
	西目屋村										●		●					●	●			●	
	藤崎町										●		●					●	●			●	
	大鰐町										●		●					●	●			●	
	田舎館村										●		●					●	●			●	
	板柳町						●				●		●					●	●			●	
八戸地域広域市町村圏	八戸市									●				●					●				
	三戸町										●			●				●	●			●	
	五戸町										●			●				●	●			●	
	田子町										●			●				●	●			●	
	南部町										●			●				●	●			●	
	階上町										●			●				●	●			●	
	新郷村										●			●				●	●			●	
	おいらせ町							●			●			●				●	●			●	
津軽西五地域圏	五所川原市	●					●			●					●			●	●			●	
	つがる市	●					●			●					●			●	●			●	
	鱒ヶ沢町	●					●				●				●			●	●			●	
	深浦町	●					●				●				●			●	●			●	
	鶴田町	●					●				●				●			●	●			●	
上十三地域広域市町村圏	中泊町	●					●				●				●			●	●			●	
	十和田市							●		●							●	●	●			●	
	三沢市							●		●							●	●	●			●	
	野辺地町				●			●			●						●	●	●			●	
	七戸町		●					●			●						●	●	●			●	
	六戸町							●			●						●	●	●			●	
	横浜町				●			●			●						●	●	●			●	
下北地域圏	東北町		●					●			●						●	●	●			●	
	六ヶ所村				●			●			●						●	●	●			●	
	むつ市					●			●	●								●	●			●	
	大間町					●				●								●	●			●	
東通地域圏	東通村					●				●								●	●			●	
	風間浦村					●				●								●	●			●	
	佐井村					●				●								●	●			●	

■定住自立圏・連携中枢都市圏の状況（令和3年4月1日現在）



※ 下線は、中心市

八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）	
・ 連携中枢都市宣言	平成29年 1月 4日（八戸市）
・ 連携協約締結	平成29年 3月22日（八戸市と7町村）
・ 都市圏ビジョン策定	平成29年 3月22日（八戸市）
青森圏域連携中枢都市圏（青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）	
・ 連携中枢都市宣言	令和元年11月18日（青森市）
・ 連携協約締結	令和元年12月25日（青森市と4町村）
・ 都市圏ビジョン策定	令和2年 3月23日（青森市）
弘前圏域定住自立圏（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）	
・ 中心市宣言	平成23年 3月23日（弘前市）
・ 協定締結	平成23年10月12日（弘前市と藤崎町を除く6市町村）
	平成23年12月13日（弘前市と藤崎町）
・ 共生ビジョン策定	平成24年 2月29日（弘前市）（第2次 H29.3.31）
上十三・十和田湖広域定住自立圏（十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町）	
・ 中心市宣言	平成24年 3月29日（十和田市・三沢市）
・ 協定締結	平成24年10月 4日（十和田市・三沢市と8市町村）
・ 共生ビジョン策定	平成25年 3月28日（十和田市・三沢市）（第2次 H30.1.31）
下北圏域定住自立圏（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）	
・ 中心市宣言	平成27年 7月15日（むつ市）
・ 協定締結	平成27年10月 5日（むつ市と4町村）
・ 共生ビジョン策定	平成27年11月30日（むつ市）（第2次 R2.2.6）
五所川原圏域定住自立圏（五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）	
・ 中心市宣言	平成27年12月 3日（五所川原市）
・ 協定締結	平成28年 3月30日（五所川原市と5市町）
・ 共生ビジョン策定	平成28年 9月27日（五所川原市）（第2次 R3.3.19）

定住自立圏・連携中枢都市圏の状況

圏域名	協定・連携協約締結年度	圏域人口 (人)	圏域面積 (km ²)	構成市町村	共生ビジョン・都市圏ビジョンの名称 (計画期間)
八戸圏域 連携中枢 都市圏	平成28年度	310,447	1,346.85	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村 (1市6町1村)	八戸圏域 連携中枢 都市圏ビジョン (H29～R3)
青森圏域 連携中枢 都市圏	令和元年度	295,757	1,478.11	青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、 蓬田村 (1市3町1村)	青森圏域 連携中枢 都市圏ビジョン (R2～6)
弘前圏域 定住自立圏	平成23年度	275,711	1,598.23	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、 大鰐町、板柳町、西目屋村、田舎館村 (3市3町2村)	第2次弘前圏域 定住自立圏 共生ビジョン (H29～R3)
上十三・ 十和田湖 広域定住 自立圏	平成24年度	197,113	2,327.54	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、 おいらせ町、秋田県小坂町 (2市7町1村)	上十三・十和田湖 広域定住 自立圏第2次 共生ビジョン (H30～R4)
下北圏域 定住自立圏	平成27年度	68,217	1,416.07	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村 (1市1町3村)	第2次下北圏域 定住自立圏 共生ビジョン (R2～6)
五所川原 圏域定住 自立圏	平成27年度	120,547	1,752.50	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、 深浦町、鶴田町、中泊町 (2市4町)	五所川原圏域 定住自立圏 共生ビジョン (R3～7)

※圏域人口：令和2年国勢調査
圏域面積：国土地理院調査（令和3年4月1日）

■地方自治法上の広域行政制度一覧表

分類	設立目的	特徴等	設置手続
特別地方公共団体	一部事務組合 (第284条)	<ul style="list-style-type: none"> ・古くからある最も汎用的な共同処理方式 ・法人格を有するため、規約で定められた事務を共同処理するために必要な範囲において権利義務の主体となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①構成団体の協議（構成団体の議会の議決を経る。） ②許可の申請 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が加入する場合は総務大臣、都道府県が加入しない場合は知事 ・市町村のみで構成する場合であっても、構成団体が複数都道府県にわたるものは総務大臣
	広域連合 (第284条)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の地方公共団体が、地域の具体の広域的な政策や行政需要に対応するとともに、国等からの事務の配分の受入体制を整備するために設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 ・国等に対し権限や事務の移譲を要請できる ・構成団体に規約の変更を要請できる。 ・広域計画の実施上支障がある場合には、構成団体に対し改善策等の勧告ができる。 ・処理事務の広域計画を策定、公表しなければならない。 ・議員及び長の選出方法は、直接選挙又は間接選挙による。 ・住民に直接請求権がある（条例制定改廃、議会の解散等）。
連携協約 (第252条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の地方公共団体が連携して、圏域全体のまちづくりの方向性や政策のあり方等を定めるために設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協約に連携する事務のほか、圏域全体の方向性を盛り込み得る。 ・具体的な連携の手法の基本方針を協約で定め、多様な連携の手法を円滑に実施することが可能 ・連携の手法として、事務の代執行、条例の制定、民法上の請負契約など、多様な手法を柔軟に活用することが可能 ・別法人を設立しない簡素で効率的な相互協力の仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体間の協議（構成団体の議会の議決を経る。） ②届出 届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる。
協議会 (第252条の2の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の区域を超えて行政の執行等を合理化するため、複数の団体が共同で設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有しないため、協議会固有の財産又は職員を有しない。 ・上記により権利義務の主体とはなれない。 ・協議会は、①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の3つに分類される。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体間の協議（構成団体の議会の議決を経る。連絡調整協議会の場合を除く。） ②届出 届出先は一部事務組合の許可権者に準ずる。
機関等の共同設置 (第252条の7)	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関の簡素化を図るため、複数の団体が委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同で設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置された機関等は、各構成団体の共通の機関等としての性格を有し、管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属する。 ・管理執行に関する条例等は、各市町村のものが適用される。 	協議会の設置に準ずる。
事務の委託 (第252条の14)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねるための制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の委託の成立により、委託団体は、その範囲内において当該事務を執行管理する権限を失う。 ・受託団体が処理した効果は、委託団体に帰属する。 ・当該事務についての法令上の責任は、受託団体が負う。 	協議会の設置に準ずる。
事務の代替執行 (第252条の16の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に管理、執行させるための制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の間において行う場合のほか、都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって行うことができる。 ・他の地方公共団体の名において、管理・執行した事務の効果は、当該他の地方公共団体に帰属する。 ・当該事務についての法令上の責任は、当該他の地方公共団体に維持される。 	協議会の設置に準ずる。